

「給付算定基礎額残高通知書」に関するQ&A

No.	Q	A
1	給付算定基礎額残高通知書は何のために送られるのですか？	給付算定基礎額残高通知書は、退職等年金給付制度で積み立てた額「給付算定基礎額残高」の状況を皆様に確認していただため送付しています。
2	給付算定基礎額残高通知書は、どのような人に送付しているのですか？	平成27年10月1日から令和7年3月31日までの間に1年以上の引き続く組合員期間がある、組合員と年金待機者（退職されている方）に送付しています。 これらの方には「平成27年10月1日に引き続く組合員期間」と「平成27年10月1日以降の組合員期間」を合わせて1年以上になる方を含みます。
3	給付算定基礎額残高通知書は、いつ送られてくるのですか？	組合員の方には毎年5月末頃に送付します。 退職されている方には、退職した年度の翌年度と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）に達した年度の翌年度の5月末頃に送付します。
4	給付算定基礎額残高通知書には、将来受給できる年金見込み額が表示されているのですか？	退職等年金給付の退職年金は、個人ごとの年金原資を基に「年金現価率（※）」を用いて計算します。 「年金現価率」は毎年10月に見直されるので、現時点で将来の年金見込額を計算することが困難です。 このため、「給付算定基礎額残高通知書」には年金見込額を表示していません。 (※) 年金現価率とは 年金の原資である給付算定基礎額を、終身（有期退職年金の場合は支給残月数）にわたり概ね一定額の年金額として受給できるように、年金額を計算する際に用いる率のことです。 年金現価率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。 詳細は こちら をご覧ください。
5	給付算定基礎額残高通知書に表示されている住所が違っているのですが、どうすればいいですか？	「給付算定基礎額残高通知書」には、令和7年4月中旬までに共済組合で受けた住所情報を表示しています。 住所変更の確認や手続きなどについては、お手数ですが次のいずれかの窓口へご連絡ください。 (1)組合員の方 お勤め先の共済事務担当者又はお勤め先の所属する共済組合 (2)退職されている方 こちらの用紙 （「年金待機者異動報告書」）をご記入のうえ、退職時に加入されていた共済組合へご提出ください。
6	平成27年9月以前から勤務しているのですが、平成27年10月以降の記録しか表示されていないのはなぜですか？	退職等年金給付制度は、平成27年10月から新たに創設された制度です。 このため、平成27年10月以降の記録のみ表示しております。
7	標準報酬月額又は期末手当額に表示されている額が相違していると思われるのですが、どうしたらいいですか？	お勤め先の所属する共済組合へお問い合わせください。
8	令和7年3月までしか記録が表示されていないのはなぜですか？	今回お知らせする標準報酬月額等の情報は、令和6年4月から令和7年3月までの記録です。 令和7年4月以降の記録は来年度の5月頃にお知らせする予定です。
9	付与額はどのように計算されるのですか？	付与額は、以下のように計算されます。 <u>(標準報酬月額と標準期末手当等の額) ×付与率</u> 付与率は、1.5%です（令和6年4月～令和7年3月）。
10	利息はどのように計算されるのですか？	利息は、「前月末の給付算定基礎額」と「当月の付与額」に対して、基準利率に基づき複利計算によって計算されます。 基準利率は、利息を算定するための率であり、毎年10月に見直されます。
11	退職年金はどのように計算されるのですか？	退職年金は以下のように計算されます。 終身退職年金 = $(\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2\%) \div \text{年齢に応じた終身年金現価率}$ 有期退職年金 = $(\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2\%) \div \text{支給残月数に応じた有期年金現価率}$ ※組合員期間が10年未満の場合は1/4
12	給付算定基礎額残高通知書を紛失したのですが、再発行はできますか？	再発行を行うことができますので、お勤め先の所属する共済組合へご連絡ください。 なお、再発行の場合はハガキ形式ではなくA4サイズの帳票になります。
13	給付算定基礎額残高通知書の情報をWebサイトで確認することはできますか？	給付算定基礎額残高通知書の情報は、 全国市町村職員共済組合連合会（トップページ） にある「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」にて閲覧できる年金記録でも確認できます。 なお、年金記録を閲覧するには、「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」にてサービスの利用申込み及び年金記録の発行依頼が必要です。
14	給付算定基礎額を今すぐ一時金として受け取ることはできますか？	給付算定基礎額残高の金額を、すぐに一時金として受け取ることはできません。 退職年金を受け取るための要件を満たした（原則は65歳に到達した）ときに、給付算定基礎額残高の1/2（組合員期間が10年未満の場合は1/4）を有期退職年金に代えて一時金で受け取ることができます。
15	基準利率がマイナスになることはないのでしょうか？	地方公務員等共済組合法施行規則の規定により、基準利率は零を下回らないものとされています。よって、基準利率がマイナスになることはありません。